

令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて  
令和3年度高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の無症状の濃厚接触者の取扱いについて、一定の要件を満たした上で、試験会場において必要な感染症対策を講じれば受検が認められることをお知らせしますので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いいたします。

事務連絡  
令和2年10月30日

各都道府県教育委員会学校教育主管課  
各指定都市教育委員会学校教育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人の  
附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校事務担当課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
特別支援教育課  
参事官（高等学校担当）  
総合教育政策局生涯学習推進課

令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて

令和3年度高等学校入学者選抜等（小学校や中学校等の入学者選抜を含む。以下同じ。）の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和2年10月15日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）（以下「分科会」という。）において、令和3年度大学入学共通テストについての新型コロナウイルス感染症予防対策について審議が行われ、無症状の濃厚接触者（過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。）について、一定の要件を満たした上で、試験会場において必要な感染症対策を講じれば、受験を認めることとされました（別添1）。この取扱いについては、令和3年度高等学校入学者選抜等においても、同等以上の対応策を講じた上で、同様の取扱いをとることが可能となっています。

令和3年度高等学校入学者選抜等における受検機会の確保については、「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について」（令和2年6月22日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）でお願いしているところではありますが、受検機会確保の1つの選択肢として、それぞれの実情等を勘案し、各実施者の判断により、今般示された取扱いを実施することも可能です。

令和3年度高等学校入学者選抜等における受検機会の確保は、入学志願者が安心して受検に臨めるようにするために重要ですので、追検査等も含めた受検機会の確保について、各実施者におかれては、特段の御配慮のほど、よろしくお願ひします。

なお、分科会での審議結果を踏まえ、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定）が改定されていますので、この取扱いを講じる際には、参考としてください（別添2）。

本件につきましては、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願ひします。

**【本件連絡先】**

（本事務連絡全般に関する問合せ及び下記以外の報告先）

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3291）

e-mail：[jidous@mext.go.jp](mailto:jidous@mext.go.jp)

（中等教育学校に関する問合せ及び報告先）

初等中等教育局参事官（高等学校担当）

TEL：03-5253-4111（内線：2349）

e-mail：[koukou@mext.go.jp](mailto:koukou@mext.go.jp)

（特別支援学校に関する問合せ及び報告先）

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：[tokubetu@mext.go.jp](mailto:tokubetu@mext.go.jp)

(高等専修学校に関する問合せ及び報告先)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2915)

e-mail : [syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)

## 無症状の濃厚接触者\*の大学受験について（案）

\*過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。

### 背景

- 保健所から濃厚接触者に該当するとされた者で、14日間の健康観察期間中に受験日が重なる場合は、無症状でも受験を断念しなければならない。

### 大学入学共通テストにおける対応

- 無症状の濃厚接触者については、以下の要件をクリアしていれば受験を認めることとする。

☑ 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験

- ☑ 受験当日も無症状であること
- ☑ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- ☑ 終日、別室で受験すること

- 併せて、試験場においては、以下の感染対策を講じることとする。

- ☑ 別室まで他の受験者と接触しない導線が確保されていること
- ☑ 別室では受験者の座席間隔が2メートル以上空いていること
- ☑ 監督中は受験者との距離を2メートル以上確保すること
- ☑ 監督者の感染対策が講じられていること

### 各大学の入学選抜における対応

- 共通テストにおける対応も参考にしつつ、各大学の実情や志願者の地理的条件を勘案し、各大学において判断。

## 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン（抄）

令和2年6月19日決定

令和2年10月29日改定

大学入学者選抜方法の改善に関する協議

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (2) 試験当日の対応

##### ④無症状の濃厚接触者\*への対応

\*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上で感染する可能性と同等）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

i) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させること。

ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記i)及びii)の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること（保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受験をさせること）。

iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

## ⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること  
※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上は問題ない。

ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上確保すること

iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること

iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上での感染する可能性と同等）。